

# NEWS&TOPICS

## 花と緑の都づくり 「ユズ」の苗木プレゼント

市では、市民のみなさんとともに、緑豊かで潤いがあり、快適に暮らせる「花と緑の都づくり」を目指しています。

今回、市民のみなさんに、緑を育て、より緑に親しんでいただくため、家庭果樹の「ユズ」の苗木200本を希望者に配付します。

希望者は、2月9日（必着）までに、往復はがき（1枚につき苗木1本）に住所、氏名、年齢、緑化事業に対する意見を記入のうえ、都市整備課（内線267）へ申し込んでください。

配付決定者（申込み多数の場合は抽選）には、返信はがきで連絡します。配付は2月下旬の予定です。

## 知的障害者ガイドヘルパー派遣事業 委託先を乙訓ひまわり園に変更します

昨年5月から向日市社会福祉協議会に委託して実施してきた知的障害者ガイドヘルパー派遣事業を本年4月から（福）向陵会乙訓ひまわり園に委託することとしました。

現在向日市社会福祉協議会でガイドヘルパーの登録をしている方で、引き続き乙訓ひまわり園での登録を希望される方は、2月1日から乙訓ひまわり園に登録申請をしてください（土・日・祝日除く）。また、新たに4月以降にヘルパー登録を希望される方も、乙訓ひまわり園に登録申請をください。

派遣事業を利用している方につきましては、新たに登録申請していただく必要はありません。

■お問い合わせ 社会福祉課障害者福祉係（内線347）

## 公民館クラブ学習発表会 展示発表の部

- 鶏冠井公民館 ☎921-0063 2月3日(土)・4日(日)
- 物集女公民館 ☎921-0048 2月10日(土)・11日(日)
- 上植野公民館 ☎921-0012 2月17日(土)・18日(日)
- 寺戸公民館 ☎933-0031 2月24日(土)・25日(日)
- 森本公民館 ☎931-1183 3月3日(土)・4日(日)
- 中央公民館 ☎932-3166 3月10日(土)・11日(日)

※各会場とも土曜日は、午前10時～午後4時。  
日曜日は、午前10時～午後3時  
※お問い合わせは、各地区公民館へ。

## 所得税の確定申告／市・府民税の申告 2月16日～3月15日

# 申告書は自分で書いて 郵送でお早めに

### 所得税の確定申告

#### ●確定申告をしなければならない人

①事業所得や不動産所得などがある人で、平成12年中の所得の合計額から所得控除額を差し引きした金額を基にして算出した税額が配当控除額を超える人

②サラリーマンの方で、給与の年収が2000万円を超える人・給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人・給与を2か所以上から受けている人等

#### ●確定申告すれば源泉徴収された税金が戻る人

①マイホームをローンなどで取得し、または増築した人

②多額の医療費をはらった人（保険金などで補てんされた金額を除く）

③年の途中で退職し、年末調整を受け

なかった人

#### ●確定申告相談所の開設

税理士・右京税務署・右京納税協会による申告相談所を下の表のとおり開設します。

#### ●農業所得のある方へ～農家のみなさんも収支計算が必要です～

農業所得の計算は、帳簿や保存書類に基づき、ご自分で所得金額がいくらであるかを計算して申告していただくことになっています。

#### ●還付申告相談センターのお知らせ

サラリーマンなどの所得税の還付申告は、本年から次の会場でもできますので、ご利用ください。

■日時 2月7日(水)～21日(水)（土・日・祝祭日を除く）午前10時～午後4時

■会場 JR高槻駅前総合市民交流センター

●お問い合わせ 右京税務署 ☎311-

6366

税務署では、申告納税制度の趣旨から確定申告書等を、自分で作成していただき、職員は作成のための助言を行う「自書申告」を推進しています。

※「給与所得者用の還付申告書」「公的年金者用確定申告書」については、申告期間中、市役所でもお預かりします。※申告書等は、コンピュータで直接読み取りますので枠内にていねいに記入してください。

### 市・府民税の申告

#### ●市・府民税の申告をしなければならない人

平成13年1月1日現在、向日市に住所があり、次に当てはまる人

①平成12年中に給与・営業・配当・不動産などの所得のあった人

②市・府民税申告書が送られてきた人

③収入が公的年金だけで、年金支払者から報告される公的年金等支払報告書に記載されていない控除を受けようとする人

#### ●市・府民税の申告をしなくてもよい人

①平成12年中の所得が給与のみで、勤務先から給与支払報告書を市に提出済みの人

②平成12年分の確定申告をする人

●お問い合わせ 税務課市民税係（内線222、223）

月 日	2 月									3 月												
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9
会 場	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
向日町会館																						
市民会館																						
長岡京市立産業文化会館																						
大山崎町中央公民館																						
社団法人右京納税協会																						
相談時間等	●税理士無料相談 ▲税務署出張相談 午前9時30分～正午 午後1時～3時 来所者が多数の場合、早めに受付を終了することがありますのでご了承ください。																					

## 女と男のいきいきフォーラム

男女共同参画社会へ～共に生きよう!21世紀を～

### 講演&ディスカッション

「その思いこみ!もうやめよう」～21世紀の女と男の生き方～

■日時 2月18日(日)午後1時30分～3時30分

■場所 市民会館

■講師 伊田広行氏（大阪経済大学助教授）



伊田広行氏

### 男の簡単料理教室&トーク

■日時 2月25日(日)午前10時～午後1時30分

■場所 市民会館

■講師 水野阿修羅氏（メンズリブ世話人）

■料理指導 食生活改善推進員

■メニュー ちらし寿司・茶碗蒸し

■材料費 500円



水野阿修羅氏

●保育 満1歳以上の幼児（定員10人）／●申込み いずれも当日の1週間前までに健康都市推進室（内線280）へ。／●主催 「女と男のいきいきフォーラム」実行委員会、教育委員会

## 介護保険 お知らせ

### 1 介護保険にかかる医療費控除について

●次の①②の介護保険サービスについて、介護保険自己負担額（在宅サービスの日常生活費は除く）が医療費控除の対象となります。

#### ①介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

②介護保険居宅サービスのうち、医療系サービス（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護）または医療系サービスと他の居宅サービス（訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護）を併せて利用した場合

※介護老人福祉施設については、自己負担額の1/2が対象となります。

※訪問介護については、家事援助が中心である場合は除きます。

※医療費控除を受ける場合は、所定の領収書等（施設で証明された金額）を確定申告書に添付する必要があります。

●平成12年中に納付された介護保険料を、所得税の確定申告のときに「社会保険料控除」として申告されると、全額が所得から控除されます。

### 2 介護保険の利用内容が1月1日に変更されました

①介護保険施設に入所（入院）されている方の食事の自己負担額が、1日780円（一般）に変わりました。

②短期入所振り替え利用  
短期入所の振り替え利用（各月における訪問通所サービスの支給限度

基準額の“未使用分”を、短期入所サービスに振り替え利用することができる。）が、現在の2週間の限度から、訪問通所サービスの利用枠の範囲内であれば、さらに利用することができます。利用可能な日数は要介護度ごとに異なりますので、市役所高齢者福祉課または、ケアマネジャーにご相談ください。

### 3 高額介護サービス費の支給について

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスや、施設サービスにかかった一割の利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、下表の金額を超えた場合、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。

区 分	金額(月額)
生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税者	15,000円
市民税世帯非課税者	24,600円
上記以外	37,200円

※施設入所（入院）の食事負担は対象外です。

※福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分は対象外です。

■申請 所定の申請書にサービス費用の領収書を添えて、高齢者福祉課まで申請してください。

お問い合わせ 高齢者福祉課介護保険係（内線371）

